

## 特定随意契約理由書

調 達 件 名	高齢者施設等における従事者の定期的スクリーニング検査に係る委託業務
発 注 課	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課
選 定 事 業 者	株式会社 第一岸本臨床検査センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市では、新型コロナウイルス陽性者を早期発見し、感染拡大を防止するため、全ての入所系施設、通所系・訪問系介護サービス事業所の従業者を対象に、令和3年9月まで、抗原定性検査による定期的なスクリーニング検査を実施した。</p> <p>10月以降については、検体プール検査法によるPCR検査又は抗原定量検査において実施するよう保健所から通知（10/7付け）があったところであり、10月以降も間断なく検査を実施できる体制を早急に整える必要がある。</p> <p>検査対象人数が非常に多く、1者のみでは、検査を希望する全ての従業者に対して実施することは不可能であることから、複数の事業者に検査を依頼する必要がある。</p> <p>上記業者は、市内の登録衛生検査所として、検体プール検査法によるPCR検査が受託可能な2者のうちの1者である。</p> <p>以上より、緊急に調達する必要がある、時間的余裕がないことから、上記業者を相手方とした随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 札幌市会計規則第50条の2第3項 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2
決 定 日	令和3年10月7日